

パブリックコメント手続を実施します

1 計画等の名称

野田市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）

2 募集の趣旨

現行の野田市斎場の設置及び管理に関する条例（以下「斎場条例」という。）は、式場の使用申請書を受け付けた場合、使用を許可しないときの要件が規定されていません。

例えば、式場の使用を許可すると、騒音などで他の使用者の式場の使用が妨害されたり、暴力団の資金獲得の場として使用されるおそれがあるなどの場合は、市民生活の安全を守るために、式場の使用を許可しないことが必要なときも考えられます。

市では、こうした事態が予想される場合は、式場の使用申請がされても、式場の使用を許可しないときがあることを、斎場条例に明確に規定しようと考えています。

今回、式場の使用を許可しない場合の要件を斎場条例に追加する条例改正案を次のとおり提案しますので、皆様のご意見を募集します。

3 パブリックコメント手続実施根拠

野田市パブリックコメント手続の試行に関する要綱第3条第1項第4号
「市民その他のものに義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定」

4 意見を募集する項目

式場の使用不許可に関する基準を新設することについて

（注意）

改正案中、「暴力団の利益になると認めるとき」に使用許可を与えないことが、市民その他のものの権利を制限することに該当しないことは、社会通念上当然のことですので、当該部分以外について、意見を募集します。

5 公表資料

- ◆ [野田市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正\(案\)概要](#)（PDF：13KB）
- ◆ [資料1 野田市斎場の設置及び管理に関する条例](#)（PDF：27KB）
- ◆ [資料2 野田市斎場の設置及び管理に関する条例施行規則](#)（PDF：23KB）
- ◆ [資料3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律](#)（PDF：113KB）

6 閲覧方法

このホームページのほか、市役所1階市民課、市役所・いちいのホール1階行政資料コーナーで閲覧できます。

7 意見の募集期間

平成19年9月14日（金）～平成19年10月15日（月）※意見募集は終了しました

8 意見を提出できる人

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤・通学している方、本条例に利害関係を有する方。

9 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

① 郵送の場合	〒278-8550 野田市役所 民生経済部市民課 あて ※募集期間満了日当日の消印有効
② 持参の場合	野田市役所 1階 市民課へ（土・日・祝日を除く） ※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで
③ ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1088
④ 電子メールの場合	ご意見はこちらから※意見募集は終了しました

10 意見の取扱い

提出されたご意見を考慮して、最終案を決定します。なお、ご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

但し、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメントの意見として取り扱いません。また、個々への回答も行いませんのであらかじめご承知おさください。

11 問い合わせ先

野田市役所 民生経済部市民課
電話 04-7125-1111 内線 3102